その他

「玉臺新詠序」訳注（十）

○鎌田　出*1　藤本陽子*1

例言

一、本稿は、許槤評選・黎經誥箋注『六朝文絜箋注』（巻 8）所収「玉臺新詠序」本文および箋注部分の訳注である。

二、底本には、中華書局出版（1962 第 1 版上海第 1 次印刷）『六朝文絜箋注』を用いた。

三、原文中の引用書に関しては、原典との対照を行い、必要と思われる文字校訂を加えた。校訂を加えた箇所については、語釈または補注で言及した。

四、全体は①原文、②語釈、③通釈、④補注よりなる。

五、訳注作成にあたり、原則として引用文も含め新漢字を使用した。但し、「弁」（辯・辨）のように意味上の混乱を生じる場合など、部分的に新漢字を用いなかった箇所もある。

六、閲覧の便を図るため、原文およびその通釈部分はゴチック表記とした。

①原文

既而椒房—作宮。**宛転、**漢官儀：皇后所居殿曰椒房。以椒和泥塗壁、故名。温暖而香、辟除悪気、又取蕃実之義。

②語釈

○「既而」…かくて

○「椒房」…椒房殿のこと。未央宮にあった、漢代の皇后の住まい。『三輔黄図』（巻 3）に「椒房殿在未央宮」、また、『玉台新詠』（巻 9）費昶「君不見人生百年如流電」に「我昔初入椒房時詎減班姫与飛燕」。「椒」は、はじかみ。稲香楼本は「椒宮」につくる。

○「宛転」…優美なさま。『玉台新詠』（巻 9）鮑照「奉君金巵之美酒」に「紅顔零落歳将暮、寒光宛転時欲沈」とあり、ゆるやかに動くさまとして登場する。

○「漢官儀」…後漢末期の政治家である応劭の著書で、漢代の官制や礼儀について記す。献帝に献上された。

○「蕃実」…実が多いことから、盛んなさまをいう。『管子詳註』（巻 14「五行」）に「草木養長，五穀蕃実秀大」。

③通釈

かくて皇后の住む椒房（「房」を「宮」と記述するものもある）は優美で、『漢官儀』に、「皇后が住む宮殿を椒房と言う。椒と泥で壁を塗ることに由来して名付けられた。暖かく、香しく、悪気を避け、また外物事が盛んである意味でもある」とある。

①原文

柘館陰岑。漢書：班婕妤賦：痛陽禄与柘館兮、仍襁褓而離災。三輔黄図：柘観在上林苑。

②語釈

○「柘館」…上林苑にあった建物。四部叢刊本は「柘観」につくる。『三輔黄図』（巻 4「苑囿」）にも「上林苑有…柘観」とある。また下記「半婕妤」の項にある『続列女伝』に引く「自傷賦」（「自悼賦」）も「柘観」につくる。『玉台新詠』にはいずれの表記も序を除いて登場しない。

○「陰岑」…重厚感のあるたたずまい

○「班婕妤賦」…『漢書』（巻 97「外戚伝」）および『続列女伝』に引く賦（「自悼賦」として通行する）。班婕妤の作品は、『玉台新詠』には「怨詩一首並序」が巻 1 に所収される。

*1　至誠館大学　現代社会学部

○「痛」…悲しみにより心に痛みを覚える、悼む

○「陽禄」…陽禄館のこと。『漢書』（巻 99「王莽列伝」）に「壊徹城西苑中建章、承光、包陽、大台、儲元宮及平楽、当路、陽禄館、凡十余所、取其材瓦、以起九廟。」とある。『三輔構図』（巻 4「苑囿」）には「陽禄観」とある。新釈漢文大系『続列女伝』（明治書院 2025）によれば、「陽禄」、「柘館」は出産のための館であるという。

○「仍」…しばしば。

○「襁褓」…幼児を背負う帯と、幼児を包む着物。転じて幼児のこと。『山堂肆考』（巻 40「辞与同輩」）に「婕妤生二男、並失之一死陽禄一死柘館」とあることから、班倢伃が陽禄館と柘館で失った二人の幼児を指すと考えられる。

○「離災」…災いにとりつかれること。

○「柘観」…「柘館」の項参照。

○「上林苑」…秦の始皇帝が創設し、漢の武帝が拡張したという長安の西方に広がっていた広大な園林。仁藤敦史（「古代東アジアの庭園思想」2024）によれば、「『苑』は、禽獣すなわち、動物を飼育する宮廷的施設と解釈される。…祥瑞的な動物を集めた観賞用あるいは帝国の広大な領域盛を示すものとして発展し…楼閣を造営して仙人を呼び寄せ長生不老の仙薬を求めようとし」、また「祭祀のため広大な東西の郊外に展開」しており、さらに「上林苑の昆明池や建章宮の太液池は、生産・軍事・祭祀・遊興など多様な用途に用いられたことが知られる」という。

③通釈

柘館は重厚感のあるたたずまい。『漢書』に載せる班婕妤の賦に「幼い子どもが災いに遭い、陽禄館と柘館を悼む」とある。『三輔黄図』に、「柘観は上林苑にある」とある。

①原文

絳鶴一作剣。晨厳、江総集為陳六宮謝表：鶴籥晨啓。**銅蠡昼静。**未詳。按孟子以追蠡。漢趙岐注；禹時鍾在者追蠡也。追、鐘鈕也。鈕磨齧処深矣。蠡、欲絶之貌也。

②語釈

○「絳鶴」…濃い赤色の鶴。ここでは錠前を言う。『玉台新詠』中にはこの序にしかなく、他の文献に見出だせなかった。なお「絳」は『説文解字』（巻 14「糸部」）には「大赤也」とあり、また、『文心雕龍』（巻 6）「通変」に「夫青生於藍、絳生於蒨」。

○「江総集」…江総の詩集。「江総」は 6 世紀の政治家・文学者。南朝梁、陳、隋と出仕し高官となるが詩作に注力し政務を怠る。代表作品は艶詩。徐陵と同時代の人だが、『玉台新詠』に所収されている詩はない。『直斎書録解題』（巻 19）に「『江総集』一巻」とあり、「今惟存詩近百首云」とする。『先秦漢魏晋南北朝詩』（陳詩巻 8）に、類書を出典とする 106 首が収録される。

○「為陳六宮謝表」…『藝文類聚』（巻 15「后妃部」）所収「隋江総為陳六宮謝表」に、「隋江総為陳六宮謝表曰、鶴籥晨啓、雀釵暁瑛」。

○「籥」…錠前。「鑰」に通じる。『墨子』（巻 14「備城門」）に「周垣之高八尺、五十歩一方。方尚必為関籥守之」。「関籥」は、門と錠前。

○「銅蠡」…銅製の円環の鋪首（門につける金具）。螺（巻貝）の形をしている。ここでの銅は、「絳」と対をなすことから青銅であろう。

○「孟子」…『孟子』（尽心下）に「高子曰禹之声尚文王之声。孟子曰何以言之。曰以追蠡曰是足奚足哉。城門之軌、両馬之力与」とあり、「追蠡」は鐘を懸ける取っ手（＝追）がすり減っている（＝蠡）こととする。

○「趙岐注」…「趙岐」は、字は邠卿。後漢末の政治家・学者。『孟子』の注釈者。注は『孟子註疏』（巻 14「尽心章句下」）にあり、引用文に省略・文字異同はない。

○「禹」…中国古代の伝説的な王。夏の初代の王。聖王。
○「鐘鈕」…鐘を吊るすひも
○「磨齧」…すり減っている。擦り切れている。

③通釈

赤い鶴の形をした（「鶴」を「剣」と記述するものもある）錠前は、夜明けには厳重に鎖され、隋・江総の「為陳六宮謝表」に、「鶴をかたどった錠前は朝に開く」とある。**門扉の青銅製の取手は引かれることもなく昼間も静かである。**この部分の詳細は不明。『孟子』にある「以追蠡」か。漢の趙岐の注に、「聖王禹の治世、鐘を吊るす紐は（何度も撞かれたために）擦り切れそうだった。「追」は、鐘を吊す紐のことである。紐がひどくすり減っている。「蠡」は、今にも切れそうな様子」とある。

①原文

三星未夕、不事懐衾；詩：嘒彼小星、三五在東。又：抱衾与裯。

②語釈

○「三星」…星の名。心宿。オリオン座の中央にある“3つ星”のこと。『詩経』（小雅「苕之華」）に「三星在罶」とある。また『詩経』（国風唐風「綢繆」）に「綢繆束薪、三星在天。今夕何夕、見此良人。子兮子兮。綢繆束芻、三星在隅。今夕何夕。見此邂逅。子兮子兮。綢繆束楚、三星在戸。今夕何夕。見此粲者。子兮子兮」、『玉台新詠』では徐幹「室思一首」（巻1）に「躡履起出戸、仰観三星連」、顔延之「為織女贈牽牛」に「虚計双曜周、空遅三星没」（巻4）、蕭子顕「雑詩七首其二　楽府烏棲曲応令二首」「（一）握中酒栝」の「共指三星今何夕」（巻9）の3例がある。ここでは宮中の麗人に譬える。④補注参照。
○「夕」…夕暮れ時に君主にお目にかかる意の動詞。『春秋左氏伝』（巻18「襄公26年」）に「平公入夕、共姫与之食」。
○「詩」…詩経。国風召南「小星」の「嘒彼小星、三五在東。粛粛宵征、夙夜在公。寔命不同。嘒彼小星、維参与昴。粛粛宵征、抱衾与裯。寔命不猶」を引く。「又」以下は、この詩の後半部。④補注参照。
○「嘒」…かすかで小さいさま。
○「小星」…小さい星。鮑溶の「辞輦行」（『全唐詩』巻485）に、班婕妤を歌ったものだが、「願陪阿母同小星、敢使太陽斉万物」とあり、地位が低い妾を意味することもある。④補注参照
○「三五」…『毛詩類釈』（巻1）に「三心五噣」とある。「三」は三星（上記参照）、「五」は柳宿（うみへび座の頭部）。『焦氏易林』（「大過之」）に「旁多小星、三五在東、早夜晨行、労苦無効」とある。なお、白川静『詩経』（中公新書 1970）は具体的な星を指していないとする。
○「衾与裯」…掛け布団と、ひとえの夜着。『芸文類聚』（巻32 人部16）に引く王筠「向暁閨情詩」に「北斗行欲没、東方稍已晞、晨鶏初下棲、暁露上霑衣、衾裯徒有設」。

③通釈

三つの小星の麗人たちは、まだお目にかかる時間でもないのに、掛け布団を抱えて持って行く宿直（とのい）のお務めがない。『詩経』に、「かすかなあの小さな星、三星五星とともに東にある」。又「掛け布団とひとえの夜着を抱える」とある。

④補注　詩「小星」について

この詩の四連目に再び詠まれる「小星」について、前出の白川（1970）は「夙夜という祭祀用語を含んでおり、公宮の夜の祭に奉仕する一般の婦人たちを歌うものであることは疑いがない。夜をこめて寝廟の祭祀につかえる身分ある婦人たちと、夜具を用意して殿前にとのいする女たちと、その身分のちがいがこのよう

な儀礼の際にはいやでも自覚されることである」。そして采女であろうと説明する。

いっぽう徐送迎「『小星』についての考察」（『日中言語文化』2006）は、「小星」には妾、小役人、妓女の3つの説があり、少なくとも「小星」に対する「大星」があることから、「地位や身分、尊卑を表していたことが間違いない」が、「召南」という土地柄、「社会に出て働く女たち」を指していると言う。

呉兆宜の引く『詩経』「小星」の鄭箋に「猶諸妾隨夫人、以次序進御於君也」とあり、呉兆宜は「三星」を「三五」に従う「小星」に充て、宮中の麗人と解釈している。対をなす「五日」との整合性からも、ここでは呉兆宜の「小星」の解釈に従う。

①原文

五日猶賒、誰能理曲　初学記：漢律：吏五日得一休沐。言休息以洗沐也。屏枚乗詩：当戸理清曲。樵詩：五日為期。

②語釈

○「賒」…時間が長い。南朝梁・何遜「秋夕仰贈従兄寘南」（『先秦漢魏晋南北朝詩』梁詩巻8）に「寸心懐是夜、寂寂漏方賒」。

○「初学記」…徐堅らが撰した唐代の類書。引用部分は巻20「政理部　假」にあり、「休」字を「下」字に作る。「五日」については、『史記』（巻103「万石張叔列伝」に「建為郎中令、毎五日洗沐帰謁親」とあり、貴人に会うための準備の意を含む。また、後述する顧樵注の引く『詩経』を踏まえれば、待ち人の来ない女性の意も含む。

○「休沐」…役人の休暇。

○「洗沐」…髪を洗い、身を清めること。前出の『初学記』によれば、漢代には5日ごとに身体や髪を洗う休暇の制度があった。

○「屏」…以下、徐樹屏の注であることを示す（※）。

○「枚乗詩」…「枚乗」は前漢の文人。淮陰の人。美文の名手で、司馬相如らの賦に影響を及ぼした。「枚乗詩」は、『玉台新詠』（巻1）所収「雑詩九首　其二」の「東城高且長」を指す。同詩に「燕趙多佳人、美者顔如玉、被服羅裳衣、当戸理清曲」とあるが、むしろ「誰能理曲」は、「其一　西北有高楼」の「上有弦歌声、音響一何悲、誰能為此曲、無乃杞梁妻」を踏まえているのではなかろうか。

○「当戸」…門のところで。戸先。楽府「木蘭辞」（『楽府詩集』巻25）に「阿姉聞妹来、当戸理紅妝」。

○「樵」…以下、顧樵の注であることを示す（※）。

○「詩」…詩経。「小雅　魚藻之什」の「采綠」に「終朝采藍、不盈一襜。五日為朝、六日不詹」。

※鎌田出「『玉臺新詠序』訳注（一）」（『萩国際大学論集　第2巻2号』2001）参照。

③　通釈

お務めを待つ身に五日は永遠のよう、誰も音楽を奏でようとはしない。『初学記』に、「漢の時代の法令に、官吏は五日ごとに一日休暇を得る。その休息は髪を洗い、身を清める休暇である」とある。徐樹屏の注に引く枚乗の「雑詩九首　其二」に、戸先で清らかな音楽を奏でる」とある。顧樵の引く『詩経』に「五日を約束の期限とする」とある。

（以上、藤本）

①原文

優游少託、古逸詩孔子去魯歌曰：蓋優哉游哉！聊以卒歳。**寂寞多間、**漢揚雄伝：京師為之語曰：惟寂寞、自投閣。

②語釈

○「優游」…ゆったりとした様。ここでは、することもなく過ごすこと。『詩経』（大雅生民之什「巻阿」）に「伴奐爾游矣、優游爾休矣」。

○「少託」…気に懸けるもの・ことがない。「少」は、欠けている意。王維「九月九日憶山東兄弟」に「遥知兄弟登高処、遍挿茱萸少一人」(『王右丞集箋注』巻 14)。

○「古逸詩」…『詩経』に採録されなかった古詩。

○「去魯歌」…『史記』(巻 47「孔子世家」)に「吾歌可夫。歌曰、彼婦之口、可以出夫。彼婦之謁、可以死敗。蓋優哉游哉、維以卒歳」とある。『孔子家語』(巻 5「子路初見」)に引く同歌は、「蓋」字を欠き、「維」字を「聊」字に作る。

○「蓋」…疑問副詞。「盍」に通じる。

○「聊」…とりあえず。しばらくは。

○「寂寞」…閑散として物寂しい様。

○「多間」…暇な時間が多い。「間」は「閑」に同じ。

○「漢揚雄伝」…『漢書』(巻 87)。「揚」は「楊」に作るものもある。

○「惟寂寞、自投閣」…王莽の怒りを買った揚雄が、逮捕を恐れて天禄閣(禁中の図書館)(※)から投身自殺を図った事件を受けて、都の人々が揚雄「解嘲」賦をもじって流行らせた俗謡。揚雄「解嘲」賦(『文選』巻 45)に「爰清爰靜、游神之庭、惟寂惟漠、守徳之宅」とある。

※青木俊介「漢長安城未央宮の禁中―その領域的考察―」(『学習院史学』45 号 2007)

③通釈

することもなく日々を過ごし、古逸詩の孔子「去魯歌」に、「どうしてすることもなく暇を持て余し、とりあえず一生を終えようとするのか」とある。**一人寂しく暇を持て余す。**『漢書』揚雄伝に、「都の人々は揚雄の自殺未遂について、『ただ静かに暮らして、自ら天禄閣より身を投じただけ』と囃したてた。

①原文

厭長楽之疎鐘、漢官儀:帝祖母称長信宮、帝母称長楽宮、皇后称長秋宮。三輔黄図:鐘室在長楽中。**労中宮一作宮中。之緩箭。**司馬彪続漢書:孔壺為漏、浮箭為刻。下漏数刻、以考中星、昏明生焉。

②語釈

○「疎鐘」…時折聞こえる鐘の音。

○「漢官儀」…前出。

○「長信宮」…漢の皇太后(先帝の妻・祖母)の居所。『三輔黄図』(巻 3)に「長信宮漢太后常居之、按通霊記、太后成帝母也」とある。「成帝母」は、漢 11 代皇帝高宗の妻王政君。

○「長楽宮」…もとは秦の興楽宮で、高祖劉邦が修築して高祖 7(BC200)年に完成した宮殿。2 代皇帝恵帝からは太后(母)の宮殿となる。『三輔黄図』(巻 2「漢宮」)に「長楽宮本秦之興楽宮也(中略)高祖帝居此宮。後太后常居之」。

○「長秋宮」…高祖劉邦が高祖 5(BC202)年に修築した宮殿。後漢の永平 3(60)年から明徳馬皇后の宮殿となる。『後漢書』(巻 10「明徳馬皇后伝」)に「永平三年春、有司奏立長秋宮、帝未有所言。皇太后曰、馬貴人徳冠後宮、即其人也」。

○「三輔黄図」…漢代の古跡について記した地理書。作者不明。巻 6「雑録」に「鐘室在長楽宮、高祖縛韓信置鐘室中」。引用文には途中省略がある。

○「鐘室」…鐘を吊しておく部屋。『史記』(巻 92「淮陰侯列伝」)に「呂后使武士縛信、斬之長楽鐘室」とあり、『史記正義』に「長楽宮懸鐘之室」の注がある。

○「長楽」…長楽宮。

○「中宮」…皇后の居所。『後漢書』(巻 10「献帝伏皇后伝」)に「其上皇后綬、退避中宮、遷于它館」。

○「緩箭」…ゆっくり動く浮箭。「浮箭」は、水位によって上下する目盛を刻んだ矢柄のような「漏刻・漏壺(水時計)」の部品。張協「七命」(『六臣註文選』巻 35)に「浮箭未移、再践千里」とあり、李周翰の注に「浮箭、謂水漏刻日時節者」とある。ここでは時間がなかなか過ぎないことをいう。

○「司馬彪続漢書」…司馬彪は西晋の皇族で、『続漢書』は後漢について記す歴史書。早くに散逸し、現存する8志3巻は『後漢書』に合刻されて今日に伝わる。引用部分は、『後漢書』（巻13　志3「律暦（下）」暦法）にある。引用文に省略・文字異同はない。

○「中星」…二十八宿（星座）を四方それぞれ七宿に分け、毎月南中するものを「中星」と呼んだ。

③通釈

時折聞こえる長楽宮の鐘の音は厭わしく、応劭の『漢官儀』に、「帝の祖母を長秋宮、帝の母を長楽宮、皇后を長秋宮と呼ぶ」とある。『三輔黄図』に「鐘室は長楽宮の中にある」。**皇后さまの中宮（あるテキストでは「宮中」とする）のゆっくりとした浮箭の動きに嫌気がさす。**司馬彪の『続漢書』に「壺に穴をあけて漏斗を作り、浮箭に目盛りを刻む。滴り落ちる水とそれによって動く浮箭の目盛り、さらに中星を観察して、夜と昼とを決める」とある。

①原文

軽身無力、怯南陽之擣衣；庾仲雍荊州記：秭帰県有屈原宅、女嬃廟、擣衣石猶存。屏　古詩：閨中有一婦、擣衣寄遠人。

②語釈

○「軽身無力」…『玉台新詠箋注』は「軽身」を「繊腰」に作り、「一作軽身」と注を加える。既出部分に「楚王宮内、無不推其細腰」（※）とある。また、『西京雑記』（巻上）に「趙后、体軽腰弱」とある。当時、美女には腰の細さ（＝軽身）となよやかさ（＝無力）が求められていた。文字の異同はあるが、ここでは内田泉之助『玉台新詠（上）』（明治書院1974）の「細腰力なくして」、石川忠久『玉台新詠』（学習研究社1986）の「細い腰の華奢な体は力なく」とする解釈に従う。

○「南陽」…地名。現在の河南省南陽市。④補注参照。

○「擣衣」…「擣衣」は、絹の布を砧（布を叩く台）に載せ、叩いてしなやかにすること。「擣寒衣」とも呼ばれる晩秋の夜の風物で、空閨を託つ女性の悲しみを表す。謝恵連「擣衣」（『文選』巻30）に「紈素既成、君子行未帰」。④補注参照。

○「庾仲雍」…南朝・宋の人。

○「荊州記」…「荊州」に関する地理書。「荊州」は、湖北省中部の長江中流域。東晋以降江陵がしばしば治所となる。庾仲雍の他に范汪、盛弘之、郭仲産にも「荊州記」がある。

『藝文類聚』（巻64「宅舎」）の引く庾仲雍『荊州記』に「秭帰県有屈原宅、伍胥廟、擣衣石猶存」、また『初学記』（巻24「居処」）に引く『荊州記』に「宛有伍子胥宅、秭歸縣有屈原宅」とあり、いずれも「女嬃廟」を「伍子廟」とする。

○「秭帰県」…現在の湖北省宜昌市秭帰県。長江三峡の巫峡と西陵峡に挟まれた長江沿いに位置する。北魏・酈道元『水経注』（巻34「江水」）に「（袁）崧曰、屈原有賢姉、聞原放逐亦来帰、喩令自寛。全郷人冀其見従。因名曰、姉帰」とあり、地名の由来を記す。さらに「（秭帰）県北一百六十里、有屈原旧田宅」と屈原の旧宅について記す。

○「女嬃廟、擣衣石」…古跡の名。前掲『水経注』に「（屈原故）宅之東北六十里、有女嬃廟、擣衣石猶存」とある。「女嬃」は、屈原の姉の名。『楚辞章句』の「離騒経第一」に「女嬃之嬋媛兮、申申其詈予」とあり、王逸注に「女嬃屈原姉也」とある。

○「屏」…以下、徐樹屏（※※）の注であることを示す。

○「古詩」…漢代の作とされる作者不詳の五言詩。「古詩十九首」およびそれ以外の残存詩を言う。

○「閨中有一婦、擣衣寄遠人」…楊慎『升庵詩話』（巻3）に「閨中有一婦、搗衣寄遠人。深夜不安寝、杵声聞四鄰。夫婿従軍久、別離無冬春。欲寄向何処、辺塞多風塵。蘭茝徒芬香、無由近君身」とあり、楊慎は「此古詩十九首之遺也」と推察するが、「古詩」で

あるかは疑義が残るとされる（※※※）。

※鎌田出・藤本陽子・伊藤陽寿『「玉臺新詠序」訳注（四）』（『至誠館大学研究紀要　第7巻』2020）参照。

※※拙稿「『玉臺新詠序』訳注（一）」（『萩国際大学論集　第2巻2号』2001）参照。

※※※周興陸「『寒衣曲』的古今演変」（『文学論衡　総第36期』2020）参照。

③通釈

細腰でなよやかな麗人は、南陽の美しい女性たちが力強く打つ砧の音に怯え、庾仲雍の『荊州記』に「秭帰県には屈原の旧宅、女嬃廟、擣衣石が今なお残っている」とある。徐樹屏の引く古詩に「一人寝室にいる女性は、冬服を作り遠く離れたあの人に送る」とある。

④補注　「南陽」について

内田泉之助『玉台新詠（上）』は、「旧注は荊州記によって、南郡秭帰県にある屈原の姉の、女須の廟及び搗砧石を以てこれに充て、鍾露昇氏はこれによって「南陽」を「南郡」の誤りとする」のに対し、「前記の如く、張魯の女の故事とすれば『南陽』でよいと思われる。」とする。

「前記」とは、『水経注』巻27「沔水」の「南有女郎山、山上有女郎冢、遠望山墳、嵬嵬壯高、及即其所、裁有墳形。山上直路下出、不生草木、世人謂之女郎道。下有女郎廟及擣衣石、言張魯女也」、及び「司馬彪『郡国志』の「梁州女郎山、張魯女浣衣石上、女便懐孕（魯謂邪淫、乃放之。后）生二龍、及女死、将殯柩車忽騰躍昇此山、遂葬焉。（其水旁浣衣石猶在、謂之女郎山）」である（注：『玉台新詠（上）』の引用文は書き下し文で、（　）部は省略箇所。なお、該当する記述は『後漢書』の『郡国志』には見当たらず、『太平御覧』巻52「地部17」所収に拠る）。

「張魯」は、後漢末の五斗米道の指導者。一時期、漢中郡（現在の陝西省漢中市）で独立したが、魏の曹操に降伏し、閬中（現在の四川省南充市。三国魏当時は巴西郡）侯に封じられた。「張魯」は、旧注に言う「秭帰県」とは無縁であり、「南陽」を「南郡」の誤りとする必要はなく、「『南陽』でよい」と結論付ける。その上で、「南陽」は「南山の南、漢水の北によって名を得」たものであり、固有の地名ではないとする。なお、福井佳夫氏にも「どの典拠をもってきても、南陽の地名と関連づけるのがむつかしい」（※）と同趣旨の言及がある。本文において、「南陽」は「扶風」と対を為す。後述するように、「扶風」は具体的な地域を指しており、「南山の南、漢水の北」の「南陽」では対をなさない。

『玉台新詠』における「南陽」の用例は、「序」以外に梁・王訓「奉和率爾有詠」（巻8）に「学舞勝飛燕、染粉薄南陽」の一例がある。「飛燕」は、漢成帝の皇后趙飛燕。『漢書』（巻97「趙皇后伝」）に「学歌舞」とある。「趙飛燕」と対置される「南陽」には、当然具体性が伴う。「粉」に着目すると、『水経注』（巻29「粉水」）に「粉水出房陵県、東流過鄖邑南」とある。「房陵県」は現在の湖北省十堰市。そこから東流して沔水に注ぐ「粉水」の名の由来について、同書は「取此水亦以漬粉、則皓耀鮮潔、有異衆流故県水皆取名焉」と説明する。「粉水」と「南陽」との関係は、やはり『水経注』（巻29「粉水」）に「粉水旁有文将軍冢。墓隧前有石虎、石柱、甚修麗。閻丘羨為南陽、葬婦墓側、将平其域。夕忽夢文諫止、羨不従。後羨之為楊佺期所害。論者以為文将軍之祟也」とある。「閻丘羨」は、『晋書』にその伝を載せないものの、巻127「慕容徳伝」に「晋南陽太守閻丘羨」の記述がある。これらの記述より、王訓「奉和率爾有詠」の「南陽」は閻丘羨が太守をつとめた固有の地名であり、「趙飛燕」と対を成すに足る美女に関わる土地であったことが知られる。なお、「南陽」の新野（河南省新野県）は、「光武適新野、聞后美、心悦之」とされた光烈陰皇后（『後漢書』巻10「光烈陰皇后伝」）と「后長七尺二寸、姿顔妹麗、絶異於衆」とされた和熹鄧皇后（『後漢書』巻10「和熹鄧皇后伝」）の出身地である。

以上により、本訳注では呉兆宜注の引く「庾仲雍荊

州記」を採用せず、「南陽」を固有の地名と解した。

※「徐陵『玉台新詠序』の文章について（附札記）」（『山梨大学教育人間科学部研究報告　49 号』1998）

①原文

生長深宮、笑扶風之織錦。臧栄緒晋書、竇滔妻蘇氏善属文。苻堅時、滔為秦州刺史、被徙流沙。蘇氏思之、織錦為迴文詩寄滔。循環宛転以読之、辞甚悽惋。

②語釈

○「扶風」…漢代に都長安防衛のために設けられた三輔（右扶風・京兆尹・左馮翊）の一つ「右扶風」。現在の陝西省興平市。

○「臧栄緒」…南朝・斉の歴史学者。

○「晋書」…巻 96「列女伝」の「竇滔妻蘇氏伝」。④補注（1）参照。

○「竇滔妻蘇氏」…蘇蕙。字は若蘭。前秦の苻堅の時代に竇滔に嫁ぐ。

○「苻堅」…五胡十六国時代・前秦の 3 代皇帝。

○「秦州刺史」…「秦州」は現在の甘粛省天水市。「刺史」は、州の長官。

○「被徙流沙」…流砂の地に流刑となる。「徙」は、流刑に処すこと。「流砂」は、現在の内蒙古自治区額済納旗（エジン旗）。『漢書』（巻 28「地理志下」）に「（張掖郡）居延、居延澤在東北、古文以為流沙」とある。

○「思」…ここでは、悲しむこと。張華「励志」（『文選』巻 19）に「吉士思秋、寔感物化」とあり、李善注に「思、悲也」とある。

○「織錦為迴文」…錦に回文を織り込む。「迴文」は「回文詩」で、逆から読んでも平仄や韻が合い、意味が通じる詩。蘇蕙の詩は「璇璣図詩」で、後に唐の則天武后によって序が加えられる。④補注（2）参照。

○「循環宛転」…繰り返し行ったり来たりすること。回文詩ならではの読み方。

○「悽惋」…「悽」も「惋」も、悲しみ痛む様。

③通釈

深窓に生まれ育った麗人は、都の御婦人が夫とよりを戻そうとして織り上げた錦をくすくすと笑う。臧栄緒の『晋書』に、「竇滔の妻の蘇氏は文章が巧だった。苻堅の治世、滔は秦州の長官となったが、流沙に流刑にされた。蘇氏は憂い悲しみ、迴文の詩を錦に織り込んで夫の滔に送った。行ったり来たりしながら詩を読んでみると、その文辞はひどく悲痛なものだった」とある。

④補注（1）　「晋書」の「竇滔妻蘇氏伝」について

呉兆宜の引く『晋書』と、通行する二十四史本との異同を示す。（　）は呉兆宜注における引用文の省略箇所、同じく〔　〕は文字異同。

竇滔妻蘇氏（始平人也、名蕙、字若蘭。）善属文。（滔）苻堅時、〔滔〕為秦州刺史、被徙流沙、蘇氏思之、織錦為迴文（旋図）詩以贈〔寄〕滔。宛転循環〔循環宛転〕以読之、詞〔辞〕甚妻惋。（凡八百四十字、文不録。）

「始平」は西晋に設置された郡名で、現在の陝西省興平市。「扶風」も同地域であることから、蘇氏回文の故事との関係は明らかである。

正史に記された竇滔妻蘇氏の事蹟は以上だが、異なる伝承が存在していた。則天武后の「璇璣図詩」序に記された伝承の概要を示す。「刺史として秦州に赴任した滔は敦煌に流謫されたが、滔の才能を見込んだ苻堅によって襄陽に赴任する。その際、寵姫の趙陽台を連れて行ったことで蘇蕙は嫉妬心から襄陽に同行しなかった。滔との音信が途絶えてしまったことを悔やんだ蘇蕙は、錦に回文を織り込んで思いを滔に伝え、よりを戻した」というものである。『太平御覧』（巻 520「宗親部 10」夫婦）に引く崔鴻『前秦録』に「秦州刺史竇滔妻、彭城令蘇道之女。有才學、織錦制回文詩、以贖夫罪」とあるように、蘇蕙の嫉妬心を問題視する伝承が、早い時期から流布していた。

④補注（2）　「織錦」と「迴文」について

内田泉之助「玉台新詠（上）」、石川忠久「玉台新詠」ともに呉兆宜注を採用して本文を解釈する。これに対して福井佳夫氏は、本文の文脈解釈上での疑問に基づいて「この二句は、蘇氏旋図詩の典拠とは関係がない」とする。

判断の拠り所として、福井氏は「麗人は文学をよく解する能力をもっていたはずだ。そんな麗人が、悽愴な蘇氏の旋図詩をよんで、感激することなく『わらう』というのは、かんがえにくい」とする。④補注（1）で説明したように、『晋書』においては夫に裏切られた妻の歎きとされた「璇璣図詩」だが、一方では「苦加捶辱、滔深以為憾」「蘇氏悔恨自傷、因織錦為迴文」（以上、則天武后序）とする伝承もあった。「生長深宮」の麗人たちにとって、蘇蕙の「以贖夫罪」（『前秦録』）という言動は、嫉妬から正妻の立場を棒に振りかけた愚かな女性の弁解として、「わらう」べき愚行であった。

（以上、鎌田）

（以下、続く）